

## 団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

<b>団体/会社名</b>	特定非営利活動法人西興部村猟区管理協会		
<b>代表者</b>	大澤 安廣	<b>担当者</b>	伊吾田 宏正
<b>所在地</b>	〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部 485 TEL/FAX:0158-87-2180 E-mail:igota@cocoa.ocn.ne.jp		
<b>設立の経緯 ／沿革</b>	北海道西興部村では、近年増加して農林業被害を引き起こすエゾシカを地域資源として利用するために、平成になって野生鹿肉の販売や観光鹿牧場の運営などの地域おこしが行われてきた。さらに平成 15 年、村全域を鳥獣保護法に基づく猟区に設定するために村内のハンターなど有志が集まって当協会を設立し、全村面積の約 8 割が道有林であることから、北海道の助言・支援のもとに平成 16 年に北海道より猟区の認可を受けた。ここでは独自のガイド付エゾシカハンティングによって村外狩猟者を呼び込み、宿泊飲食などの経済効果をあげている。また、全国の狩猟初心者を対象とした技術講習会の開催や酪農学園大学による狩猟免許取得の資格支援講座等の大学生実習の受け入れも行っている。平成 19 年には、酪農学園大学と西興部村が地域総合交流協定を結んでいる。		
<b>団体の目的 ／事業概要</b>	<p>団体の目的</p> <p>1) エゾシカを地域の自然資源と位置づけ、狩猟を中心にした有効活用による個体数管理を行い、農林業等被害を抑制し、村民とエゾシカの共生を図る。2) ガイド付の狩猟によって安全で秩序ある狩猟を実現する。3) 狩猟技術を蓄積し、狩猟文化の継承に努め、野生動物保護管理の担い手としての次世代狩猟者の教育を行う。4) 入猟者の村営ホテルなどの宿泊・飲食や地元ガイドの雇用により地域経済に寄与する。5) 以上をもって、次世代型の野生動物地域管理システムの構築を目指す。</p> <p>事業概要</p> <p>1) 村外のエゾシカハンターを受け入れる入猟事業、2) 狩猟初心者の技術講習会など狩猟者教育事業および大学生実習の受入事業、3) 地域の小学生等を対象とした環境教育事業、4) エゾシカ個体数指数調査など上記事業展開に必要な調査研究事業。</p>		
<b>活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)</b>	<p>猟区管理運営事業（平成 16 年 10 月～。平成 16～18 年度実績：50 名のハンターがのべ 84 回来村しのべ 337 人日入猟し 280 頭のシカを捕獲した。）、狩猟セミナー事業（平成 16 年 10 月～。平成 16～18 年度実績：163 名※下記大学生実習含む。）、自然案内人向け野生動物教室実施事業（平成 16 年 2 月）、西興部村子供野生動物教室実施事業（平成 16 年度～）、西おこっぺ森林ハイキングの集い実施事業（平成 17 年 3 月）、酪農学園大学学生実習受入事業（平成 17 年 9 月～）、東北芸術工科大学学生実習受入事業（平成 18 年 8 月～）、東京農工大学学生実習受入事業（平成 18 年 10 月～）、森林組合調査事業受託（平成 16 年 4 月～）、平成 18～19 年度市民活動団体等支援総合事業受託。上記活動に関係した村営ホテル宿泊数（平成 16～18 年度）はのべ 590 泊。</p>		
<b>ホームページ</b>	<a href="http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/Villager/Ryouku/index.htm">http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/Villager/Ryouku/index.htm</a>		
<b>設立年月</b>	平成 15 年 11 月	* 認証年月日（法人団体のみ）	平成 16 年 10 月 29 日
<b>資本金/基本財産 (企業・財団)</b>	円	<b>活動事業費/ 売上高 (H17)</b>	8,216 千円
<b>組織</b>	<p>スタッフ/職員数 2 名（内 専従 1 名）</p> <p>個人会員 19 名 法人会員 0 名 その他会員（賛助会員等） 0 名</p>		

政策のテーマ

ワイルドライフマネジメントを志向した狩猟研究教育センターの創設  
と狩猟マイスター制度の導入

■政策の分野

・自然環境の保全

・

■政策の手段

・予算・資金措置、施設等整備

・制度整備

団体名：特定非営利活動法人西興部村猟区管理  
協会

担当者名：伊吾田宏正

■キーワード	狩猟者教育	野生動物保護管理	農林業被害	資源利用	マイスター制度
--------	-------	----------	-------	------	---------

① 政策の目的

総合的な狩猟および野生動物の保護管理・研究・教育活動の拠点としての狩猟研究教育センターを全国の各地域に創設し、狩猟者および野生動物保護管理関係者の教育を行うとともに、各地域の野生動物保護管理のキーパーソンとなる“狩猟マイスター”を養成・認定することで、野生動物の被害対策と資源利用を両立させた次世代の地域主体の野生動物保護管理システムの確立を目指し、人間と野生動物の共存に寄与する。

② 背景および現状の問題点

農林業被害等日本の野生動物問題が深刻化する一方で、管理の担い手としての狩猟者の減少・高齢化が加速している。特定鳥獣保護管理計画制度に基づいて、野生動物保護管理体制は都道府県レベルでは一部で整備されつつあるが、直接野生動物と向き合う市町村レベルでは殆ど未整備である。現時点では専門知識のない行政担当者とボランティアの猟友会員による場当たりの対応が一般的である。適正な鳥獣管理の確立のためには、実戦的かつ体系的な野生動物の生態および保護管理の知識、狩猟技術、被害対策、地域における組織調整能力およびそれらに基づく“現場感覚”を備えた野生動物保護管理専門家としての狩猟者の人材育成および活用体制の整備が急務である。

③ 政策の概要

1. 狩猟研究教育センター（別名：hunting school）の創設

全国各地に狩猟研究教育センターを設置し、野生動物保護管理に関する研究活動と、狩猟者および野生動物関係者の教育活動を行う。このために、野生動物保護管理の重要な一要素として狩猟が生態系に果たす役割およびその文化面など狩猟の正の価値を積極的に見直し、野生動物の生態・管理・被害防除・資源利用・狩猟技術・狩猟文化・狩猟倫理などの関連分野の研究を行いつつ、学問として体系化して我が国独自の総合的な“狩猟学”を構築する。これをもとに、講義と実習を効果的に組み合わせたカリキュラムを作成し、理論と実践のバランスのとれた人材の育成を図る。さらに、充実した研究教育に必要な講義室・食肉解体加工施設・資料処理実験室・被害防除研修施設・囲いわなやハンティングタワーなど各種捕獲施設・狩猟専用車両・射撃練習場などの基盤を整備する。

2. 狩猟マイスター制度の導入

地域が主体となった野生動物保護管理を推進するために、狩猟研究教育センターで“狩猟マイスター”を養成する。狩猟マイスターは、地域主体の野生動物保護管理の中核となって、野生動物の個体群とその生息地の状況のモニタリングを行い、行政担当者と連携して捕獲管理や被害防除などの管理活動を行う。また、各地域の一般狩猟者の指導にあたって、狩猟者の技術とマナーの向上を図るとともに、パトロールによる密猟の取り締まり、傷病鳥獣の保護を行う。地域によっては有料の猟区を設定して、これの管理業務にあたる。当制度は必要に応じて既存の鳥獣保護員制度との整合性または統一を検討する。

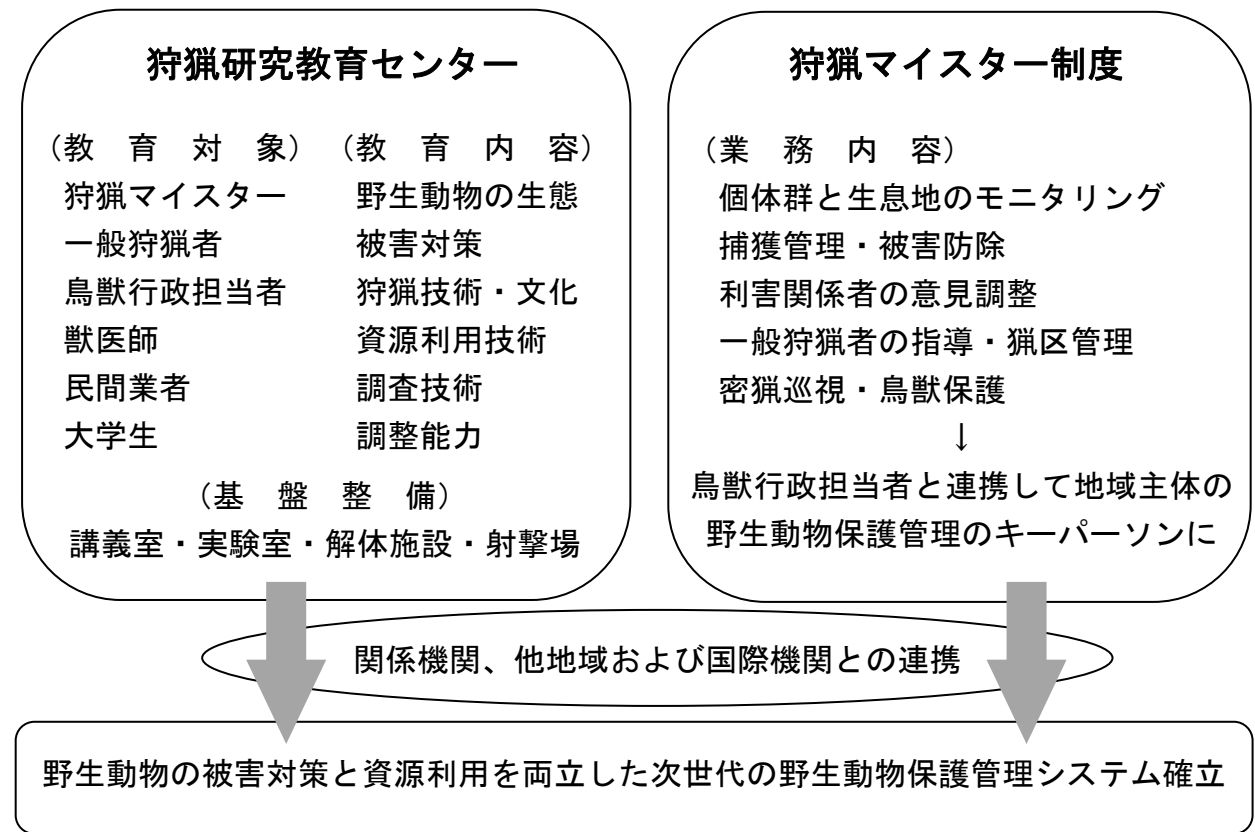
④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

狩猟研究教育センターは、各都道府県に1～数か所程度あるのが望ましい。教育対象は、一般狩猟者・都道府県および市町村の鳥獣行政担当者・森林組合職員・農協職員・獣医師・関連民間業者・大学生などとする。教育カリキュラムは各地域の野生動物の分布や生息環境の状況、および被害の特質などの地域性を十分考慮して各地域独自のものを開発することとし、必要に応じて共通・専門科目を組み合わせた対象別のものを作成する。

狩猟マイスターは、地域の野生動物の生息地や課題の大小に応じて各市町村に1～数名程度配置するのが望ましい。狩猟マイスターは関係機関と連携し、利害関係者の意見を調整した上で、各地域の野生動物保護管理計画を策定し、それに基づき業務を執行する。

狩猟研究教育センターおよび狩猟マイスターは、野生動物の生態や管理、被害防除、食肉などの資源利用に関する知識および技術の普及を目的とした地域住民向けの講習会等を開催する。

狩猟マイスターは狩猟研究教育センターにおいて定期的な研修を受け、新技術の講習や各地域との情報交換を行い、活動内容の向上を図る。狩猟研究教育センターは、毎年定期的に地区会議および全国会議を開催し、情報交換や課題の共有を行い、また緊急課題の解決のためのワークショップを実施する。この全国会議は、野生動物保護管理研究や人材育成に関わる海外機関（国際狩猟者教育協会<http://www.ihea.com/>など）とも連携して、国際的ネットワークを形成し、最新の情報収集に努める。



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

狩猟研究教育センターの管理運営は国または都道府県が行う。各センターには専属の研究者・調査員・教育普及員・事務員を配置する。研究課題および教育カリキュラムの作成については、国が定めたガイドラインに基づき、各狩猟研究教育センターが主体となって、各地域の大学や公共または民間研究機関と連携して取り組む。研修会の開催の際は必要に応じて、大学および研究機関から講師の派遣を要請する。

狩猟マイスターは地域性を考慮して、国または地方自治体の常勤または非常勤の職員として身分を保障する。狩猟マイスターは、狩猟研究教育センターおよび都道府県や市町村の鳥獣行政担当者と十分連携して活動する。狩猟マイスターが勤務する事務所を各市町村に設置する。

## ⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

欧米では地域の利害関係者や関係機関・研究機関を巻き込んだ地域が主体となった協働型の野生動物保護管理の発展が注目されている(Decker et al. 2005)。これにより、政策の意義についての地域住民の理解度や地域社会からより積極的な協力が得られるなどのメリットが考えられる。本提案政策の実施により、我が国の野生動物問題を解決するために必要な狩猟者や専門家の確保および地域に根差した適正な管理活動の推進が期待される。

### 1. 農山村の生活環境の維持

適正な教育を受けた狩猟者の増加はシカやイノシシなど増えすぎて被害を及ぼす野生動物の捕獲数増加につながり、これは年間二百億円前後にも達する農林業被害の軽減に貢献する。さらに、被害をきっかけとした離農や耕作放棄地の増加に歯止めがかかり、農山村の活性化の維持に寄与することが期待される。また、人身被害を引き起こす恐れのあるクマや、捕獲自体が被害の軽減に必ずしも貢献しないサルなどについて、狩猟マイスターが関係機関と連携して追い払い活動等を実施することは、農林業被害の軽減のみならず、地域住民の生活環境の安全確保につながる。さらに、野生動物に関する知識や被害防除についての普及活動は、地域住民が野生動物問題に対する正しい理解と対処方法を習得することに貢献する。

### 2. 生物多様性の保全

シカなどの増えすぎた野生動物による食害などが、希少種も含む自然植生等へ悪影響を及ぼすことが懸念されている。それらの動物の適正な個体数調整は、我が国固有の貴重な生態系の維持と生物多様性の保全につながる。

### 3. 地域の自然資源の有効活用

さらに、シカやイノシシなどを食肉やスポーツハンティングの対象として資源活用を推進することで、捕獲のインセンティブの付与となり、地域の特産品の開発販売や観光客の入り込みなどを通じた地域経済の活性化につなげることができる。野生動物保護管理に関連した人材の雇用は、中山間地域の雇用創出を通じて、地域の消費活動の促進に少なからず貢献することが期待される。

Decker et al. (2005). Collaboration for community-based wildlife management. *Urban Ecosystems*, 8, 227-236.

## ⑦ その他・特記事項

「森の番人」としての狩猟者は、地域の自然をよく知り、野生動物をワイズユースし、または農林業被害を防除して、経験的に里山・奥山環境を保全してきた「猟師」として尊敬に値する存在であるといえる（田口2000）。狩猟には個体群動態学、解剖学などの知識をはじめとする多岐にわたる知識や、捕獲技術・解体技術など熟練した高度な技術が必要とされる。そこで、今回提案の制度の名称として、ドイツにおける熟練職人の資格認定制度に発想をえて、食品の分野や地方公共団体などで最近用いられるようになった「マイスター」という言葉を用いた。

昨年の佐世保市の銃乱射事件をきっかけに、「合法銃」に関する規制が強化される可能性も出てきた。野生動物保護管理において銃器は不可欠な要素ではあるが、市民の安全確保との両立も不可欠である。このような観点から、国際狩猟者教育協会等では銃器の取り扱いに関わる安全教育や倫理教育にも力を注ぎ、数々の普及啓発活動を行っている。本提言の狩猟者育成は、海外の普及啓発手法についても詳細に検討し、安全な銃の取扱の教育を徹底することで、狩猟者のマナーの向上と事故防止に寄与することが期待される。

田口洋美. 2000. 列島開拓と狩猟のあゆみ. *東北学*3 : 67-102.

## 団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

<b>団体/会社名</b>	社団法人 環境創造研究センター(愛知県地球温暖化防止活動推進センター)		
<b>代表者</b>	伊藤達雄	<b>担当者</b>	児玉剛則
<b>所在地</b>	〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭 1-10-1 GISセンター 1階 TEL : 052-627-0300 FAX : 052-682-0307 E-mail:kodama@kankyosouken.or.jp		
<b>設立の経緯 ／沿革</b>	昭和 51 年 愛知県環境部所管法人として認可、設立。 平成 10 年 日本環境共生学会本部事務局受託。 平成 15 年 愛知県知事より愛知県地球温暖化防止活動推進センター指定。 現在に至る。		
<b>団体の目的 ／事業概要</b>	地域における自然・社会の複合的環境に関する科学的研究を行うとともに、その体系化の確立と普及を図り、望ましい人間環境の保全と創造に寄与することを目的		
<b>活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)</b>	平成 19 年度 ・ 機関紙の発行(年 3 回) ・ 主体間連携事業(環境省委託事業) 省エネ家電、省エネ住宅、E S T モデル事業 ・ 地球温暖化防止活動推進員研修事業(日本環境協会) ・ 地球温暖化防止活動普及啓発事業(愛知県) 平成 18 年度 上記に加えて「ECO 通勤推進調査事業(NEDO 補助事業)		
<b>ホームページ</b>			
<b>設立年月</b>	昭和 51 年 3 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 昭和 51 年 3 月 16 日		
<b>資本金/基本財産 (企業・財団)</b>	181 千円円	<b>活動事業費/ 売上高 (H17)</b>	総収入 63,150 円(平成 19 年度)
<b>組 織</b>	スタッフ/職員数 4 名 (内 専従 4 名)		
	個人会員 61 名	法人会員 31 名	その他会員 (賛助会員等) 0 名

政策のテーマ 新グリーン電力基金を活用した自治体による家庭の二酸化炭素排出量削減

■政策の分野、地球温暖化対策

- ①循環型社会の構築
- ②地球温暖化の防止
- ⑧社会経済のグリーン化
- ⑩環境パートナーシップ

■政策の手段、

- ①法律及び国際条約の制定・改正 ②制度設備及び改正 ③税制措置 ④予算・資金措置
- ⑬国民の参加促進

団体名：社団法人環境創造研究センター（愛知県地球温暖化防止活動推進センター）

担当者名：児玉 剛則

■キーワード	温暖化防止	市町村	信託基金	家庭	グリーン電力基金
--------	-------	-----	------	----	----------

① 政策の目的

各市町村が管内の家庭からの排出されている二酸化炭素の削減を確実なものとし、グリーン電力基金を活用した自然エネルギーの活用を図る。

② 背景および現状の問題点

国は、家庭から排出される二酸化炭素量を削減するため、マスメディアを用いてライフスタイルの見直しや省エネ家電への買い替えなどを広報して普及啓発に取り組んでいる。

また、家庭での光熱費の減少を評価・継続する手法として、かなり以前から環境家計簿が提案されているが、これも、成果の共有ができ削減努力が評価される仕組みが伴わないと継続が難しいとの声も聞かれる。

このため、家庭での削減は「この程度削減」という期待と予測にとどまり、結果として、削減に励んでいる活動の評価も「表彰」のような形の範疇を出ないのが現状である。

工場・事業所などに対して個別で定量的な削減量を課すいわゆる「キャップ」方式を、家庭ごとに実施するのは、「キャップ」という考え方もさきりながら、その検証に要する手続きからしても現実的ではないと思われる。こうしたことから、現状では個人の環境配慮行動を助長する仕組みとしては、「エコマネー」が連想されるが、これを温暖化防止に向けた有力な手法とするのも困難ではないかと思われる。

一方、我が国全体の二酸化炭素排出量からすれば「家庭からの排出量は6%程度であり、これを一割程度削減したとしてもたいしたことはない。それよりもクリスマス時期の電飾を控えたほうがよろしい」という乱暴な見解すらある一方、大きな削減量ではないが街路灯をLSDに交換することにより電力の使用を削減しようという地道な提案を地元で訴えている方もある。

家庭での温暖化防止に向けた取り組みは「シンクグローバリー、アクトローカリー」といわれたリオサミットのとおりに、地域で地域に見合った取組を地域が望む求めに対応する「目に見える形で評価する仕組み」が待たれているのではなかろうか。

③ 政策の概要

家庭の排出削減を市町村が代替することにより、地域ごとの取組を「見える化」する。

削減目標を上回った削減や削減が目標に満たなかった場合の調整手法として、現行の仕組みを見直した「新グリーン電力基金」を活用し、あわせて自然エネルギーの創設を図る。

このため、県は市町村ごとに管内の家庭から発生する二酸化炭素量に応じた納付金を取り扱う「温暖化調整信託基金」（以下、「信託基金」と称す）を創設し、その運用を民間セクター（以下、「みどり村役場」と称す）にゆだねる。また、納付金額に関する市町村からの疑義を協議する機関として「第三者委員会」を設置する。

市町村は発生量から算定された納付金を「信託基金」に納付する。一年後、家庭での取組を促進した市町村は、信託基金から、その削減量に応じて納付金の還付あるいは「グリーン電力基金」から得た『グリーン証書』を受け取る。

削減が進展しなかった市町村は納付金の還付あるいは『グリーン証書』は受け取れない。

また、予定された削減量を上回って削減できた市町村はその上回った削減量に相当する『グリーン証書』の交付を「みどり村役場」から受ける。

「みどり村役場」から提示された削減量を上回って二酸化炭素を排出した市町村は、「みどり村役場」がさらに追加して提示する納付金を「信託基金」へ納付するか「みどり村役場」が開設する交換所にて『グリーン証書』に入手して削減量を満たす。

県は、「温暖化調整信託」を創設するために必要とされる資金を提供するとともに、毎年、「みどり村役場」の事務費及び県内全体の削減目標を上回って削減された二酸化炭素量に相当する資金を「新グリーン電力基金」に支払って入手した『グリーン証書』を「みどり村役場」に提供する。

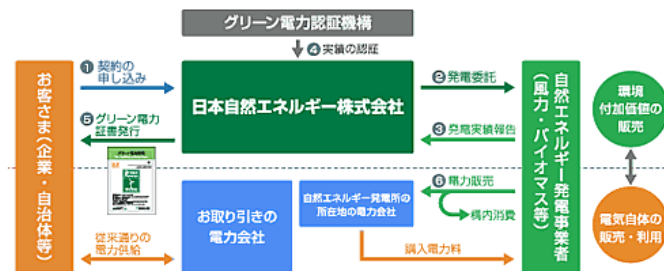
「信託基金」は、県や市町村からの納付金の授受や還付にともなう会計事務を行う。

「みどり村役場」は、各市町村から納付金の提示や『グリーン証書』の交換・斡旋を行う「交換所」を運用する。

施策を確実なものとするため、取り組の枠組みを地球温暖化対策推進法に位置づける。

注、ここで提案する「新グリーン電力基金」とは、日本自然エネルギー（株）が採用している風力、水力、バイオマス（生物資源）などの自然エネルギーにより発電された電力を、出資した団体が自主的な環境対策として利用できるようにする仕組み「グリーン電力証書システム」と各電力会社実施している「グリーン電力基金」を合体させた新たな仕組みです。

#### 現行のグリーン電力証書システム



#### 現行のグリーン電力基金



④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

①県による「温暖化調整信託基金」の創設、「みどり村役場」の開設及び「第三者委員会」の設置。なお、県内の市町村の削減量が目標を上回った場合は、その上回った量に相当する「納付金」を「新グリーン電力基金」へ支払って『グリーン証書』を入手し「みどり村役場」を通じて当該市町村へ還付する。

②市町村は、管内の家庭で使用された「電気・ガス・水道」の使用量と家庭ごみの排出量から算出される二酸化炭素排出量とその削減を行うための施策を「みどり村役場」に報告する。

③みどり村役場の役割

「みどり村役場」は、各市町村から報告された二酸化炭素排出量を検証し、市町村ごとの目標とする削減量に応じて算定された各市町村へ納付金額を提示するとともに報告された削減施策について助言等を行う。

納付金額の算定に疑義がある場合、市町村は「第三者委員会」へ申し出ることが出来る。

④「第三者委員会」の役割

県が学識経験者等により構成する「第三者委員会」は、納付金額について市町村からの疑義の申し立てを審議し市町村へ通知する。

④「信託基金」への納付

市町村は「みどり村役場」から提示された納付金を「信託基金」へ納付する。

⑤削減努力の評価

一年後、「みどり村役場」は、前年度の各市町村へ管内の家庭での二酸化炭素の排出実績を求め、削減努力が認められた市町村には、削減量に応じて納付金額の半額と残りの金額に相当する『グリーン証書』を還付する。削減が進展しなかった市町村は納付金の還付を受けられない。

また、当初に算定された削減量以上に削減努力した市町村は、その量に応じて県が得た『グリーン証書』の交付を受ける。一方、削減努力が満足されず排出量が当初より増加した場合は、上乘せされる納付金を「信託基金」へ支払うか、自ら『グリーン証書』を購入、あるいは他の市町村が得た『グリーン証書』によって削減相当量を満足させてもよい。

⑥『グリーン証書』の入手

「信託基金」は、県及び各市町村から納付された納付金を削減量に応じて授受・支払後の余剰金により「新グリーン電力基金」へ支払って『グリーン証書』を入手し「みどり村役場」へ提供する。

⑦『グリーン証書』の交換

「みどり村役場」は各市町村へ削減量に応じて『グリーン証書』を配分する。

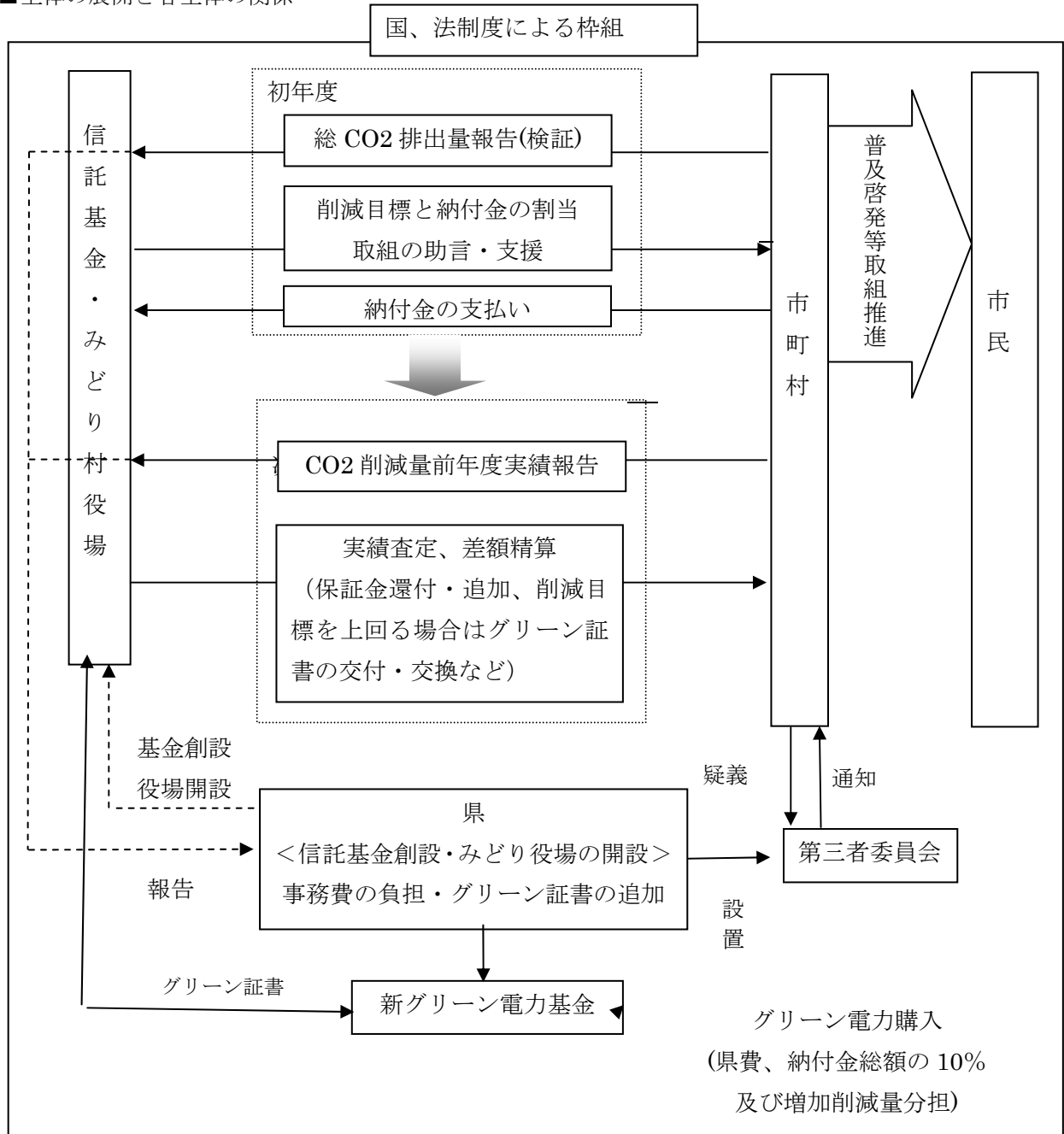
各市町村は入手した『グリーン証書』を「みどり村役場」が開設する「交換所」を交換することができる。

⑧ 結果の公表

みどり村役場は、毎年、各市町村の削減努力等を公表するとともに関係者の交流・連携を図る集会を開催する。



■全体の展開と各主体の関係



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・国は家庭での削減を確実なものとするため、地球温暖化防止対策推進法にこうした枠組みを位置づける。
- ・県は、信託基金の創設と運用に要する事務費を支出する。
- ・市町村は管内の家庭から発生する二酸化炭素量を把握し発生量に相当する納付金を支出する。
- ・運用機関民間セクター「みどり村役場」は、各市町村から報告される排出量の検証と納付金の授受交付と『グリーン証書』の市町村間の交換・斡旋、市町村による温暖化防止活動の助言・支援。
- ・電力会社が主体となるグリーン電力基金は、この枠組みに対応する『グリーン証書』を発行する。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 家庭から排出される二酸化炭素の削減を市町村に求めることにより、家庭での削減の実効性が向上する。
- 温対法に組み込まれることにより自治体の責務がより明確となる。
- 市町村分担金の創設により地域レベルの温暖化対策の有効性が実証できる。
- 市民レベルまで排出削減の必要性が認知され、電気等のエネルギー使用量の削減に対する理解が深まる。
- 民間セクターによる助言・支援により地域での二酸化炭素削減に取り組みやすい削減が進展する。
- 地域での取り組みがより活発となり、二酸化炭素削減をきっかけとした地域おこしや街づくりなど副次的な効果が期待できる。

#### ⑦ その他・特記事項

この制度の鍵となるのは次の点である

- ① 法制度による枠組み・・・納付金制度による削減の義務付け
  - ② 県が創設する信託基金とみどり村役場の開設・・・民間セクター（都道府県温暖化防止活動推進センターが適当）による削減支援策の助言等普及啓発
  - ③ 新グリーン電力基金の創設
  - ④ 「交換所」による『グリーン証書』の流通
- 成否は市町村間に「不公平感」を生じないような制度設計と運用。

## 団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 アクション・シニア・タンク		
代表者	富田 久恵	担当者	富田 久恵
所在地	〒 430-8023 静岡県浜松市中区鴨江3-6-1-1 ぷらっとほーむ浜松内 TEL:053-457-3914 FAX:053-457-3915 E-mail: <a href="mailto:info@ast.gr.jp">info@ast.gr.jp</a>		
設立の経緯 ／沿革	2000年2月、高齢者、障害を持つ方々、子育て中の親などのグループが集まってNPOコンソーシアムとして、当事者主体のコミュニティ・シンクタンクの可能性を議論する中で、通産省（当時）の外郭団体（財）メモリアルフォーラムの「シニアベンチャー等育成事業」にITを活用した調査システムを使った事業として応募し、採択を受けて具体的な活動を開始。翌年度、コンソーシアムを発展的に解消し、任意団体として再出発し、2002年12月にNPO法人格を取得し、現在に至る。		
団体の目的 ／事業概要	<p>会員数 42人（専従職員 1人）</p> <p>「アクション・シニア・タンク」は、豊かな経験と多様なニーズを持つ高齢者、障害をもつ方々、女性などのグループを基盤として、当事者の視点から自らの問題や身近な地域の問題等について調査、情報収集、分析から提言、提供、行動する「コミュニティ・シンク・タンク（市民調査事業体）」。まちづくりや商品開発、サービスの提供、政策立案などへ反映させ、活力ある社会の実現や地域経済の活性化と、各自の意欲や能力が活かされることを目指している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報格差を解消するための事業</li> <li>② ユニバーサルデザイン（UD）、共生のまちづくりを実現するための事業</li> <li>③ 市民の視点からの情報の収集・企画・編集・発信等のための事業</li> <li>④ 市民の意欲や能力を活かし、人もまちも元気になるしくみづくりのための講座・企画等の事業</li> </ol>		
活動・事業実績 （企業の場合は 環境に関する 実績を記入）	<p>2006年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎浜松市民ITサポートセンター運營業務</li> <li>◎ユニバーサルデザイン出前講座（市民協力員活動）</li> <li>◎静岡県教育委員会「青少年の有害環境対策推進事業」</li> <li>◎静岡県NPO推進室「NPO協働推進人づくりフォーラム」開催</li> <li>◎浜松市地域学講座「松並木のあるまちを学ぼう」企画運営</li> <li>◎県民カレッジ 地域学講座「キャリア支援教育リーダー養成講座」</li> <li>◎マイクロソフト(株) マイクロソフトNPO支援プログラム</li> </ul> <p>2007年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ユニバーサルデザイン出前講座（市民協力員活動）</li> <li>◎ 県民カレッジ 地域学講座「コミュニティ・ストラの役割と可能性を考える」</li> <li>◎ 地域の宝箱プロジェクト「浜松市中区再発見」事業</li> <li>◎ 「子ども伝統文化講座」</li> </ul>		
ホームページ	<a href="http://www.ast.gr.jp">http://www.ast.gr.jp</a>		
設立年月	2000年2月	* 認証年月日（法人団体のみ）2002年12月2日	
資本金/基本財産 （企業・財団）	円	活動事業費/ 売上高（H17）	（予算）6,710,000円
組 織	スタッフ/職員数 名（内 専従 1 名）		
	個人会員 42名	法人会員 名	その他会員（賛助会員等） 名

市民の手で「ご近所マーケット」を広げよう！  
 ～地産地消を推進するための朝市ネットワークと流通システムの構築～

■政策の分野

- ・ 歩いて行ける「ご近所マーケット」の設置
- ・ 市民主体によるコミュニティの活性化
- ・ 生産者と消費者を直接つなぐ流通システムの構築

団体名：(特非) アクション・シニア・タンク

担当者名： 代表理事 富田久恵

■政策の手段

- ・ 現状調査とニーズ、シーズの掘り起こし
- ・ 実験マーケットの設置と今後の設置計画の策定
- ・ 歩いて行ける範囲に、市民の手で「ご近所マーケット」を広げるための政策的支援の検討

■キーワード 地産地消 ご近所マーケット 流通システム ニーズとシーズ調査 全小学校区に設置計画の策定

①政策の目的

平成19年4月に政令指定都市となった浜松市は天竜区地域の林業から北区、南区をはじめ広大な花きや農産物、南区の水産加工品と、全国でも1、2位を誇る農林水産業が盛んで、豊かな産品に恵まれた環境にある。その恩恵を市民が十分に享受することで、市民にとってはより豊かな暮らしを可能にし、生産者にとっても地元への販売や還元が可能になり、流通コストを軽減し、経済の活性化に寄与することができる。「地産地消」を推進することが、地域経済効果と豊かな生活環境、フードマイレージを減らすことによる地球環境保護にもつながり、しいては地方の自立を促進する有効な手段となることは認識されてきており、各地で様々な取り組みが行われてきている。

しかし、行政主導であり、生産者側からの取り組みであり、大手ホテルやレストランでの取り組みであり、一般市民の日常生活側からの視点での取り組みや普及がまだ充分とは云えず、その恩恵を全ての市民が享受できる環境にはなっていない。市民側からの課題やニーズを掘り起こし、生産者や流通とのネットワークを繋げることで双方向からの地産地消推進を図ることを目的とする。

さらに、高齢化やユニバーサルデザインの視点からも、車に乗れない市民の日常生活、特に食料品の供給拠点を、誰もが歩いて行ける範囲に確保することは、死活問題に関わる必須事項となる。今回の提言では、①現状把握のための調査、②実験マーケットの実施、③全小学校区へ「ご近所マーケット」の設置に向けた計画作り、を目的とする。

- ・ 地産品の直接販売所「ファーマーズマーケット」「朝市」、スーパーマーケット、八百屋などの野菜や食料品の販売分布と市民の日常生活を調査し、現状を把握する。
- ・ 「小学校区(=徒歩圏内)に一箇所」を目安に、足りない所へ「臨時ファーマーズマーケット」や「朝市」などの設置の可能性を検討し、実験マーケットを実施する。
- ・ 生産者と消費者を結ぶ流通システムを構築することで、ニーズとシーズをつなぎ、地産地消の推進を促進する環境をつくる可能性を検討する。(既存のしくみを上手く活用することで、環境負荷を減らし、地域の活性化につなげる。)
- ・ 市民の手で「ご近所マーケット」を広げるための政策的支援の検討をする。

## ②背景および現状の問題点

これまでも行政や生産者主導の地産地消の取り組みは推進されている。浜松市内でも農協を始め、生産者が集まって、ファーマーズマーケットや直売所が設置され、多くの消費者で混み合っている。一方でその恩恵に浴することが出来ない状況にあり、さらには地元商店の閉鎖で日常の買い物にも困っている市民が居ることも再認識する必要がある。

NPO法人アクション・シニア・タンク代表富田久恵は、NPO活動の延長上の事業として、コミュニティ・レストラン「地域の茶の間てまえみそ」を主宰し、食を核としたまちづくりに取り組んでいる。浜松市のほぼ中心部の住宅街の中に位置しているが、この地域では歩いて行けるスーパーが無く、お年寄りなどは日常の買い物にも不便をしているため、週2回郊外の農家から野菜を借りて「朝市」を開催している。近くにあった八百屋や食料品店2軒が経営者の高齢化で仕入れが困難という理由で店を閉めたことが大きな要因であった。また、てまえみその活動を知った同様の課題をもったまちの方から、是非自分の地域でも朝市をやって欲しい、という相談があり、実験的にてまえみそから出張して「陽だまり市」を行っている。そんな経緯の中で、郊外のファーマーズマーケットは大繁盛しているという話は聞こえてきても、そこに行けない（＝車に乗れない）市民の必死の想いをひしひしと感じ、これから向かう高齢化社会の中で大きな課題になっていくものと感じている。

- ・ 農協や生産者主導の「郊外型ファーマーズマーケット」が増えているが、車に乗れない高齢者にはその恩恵を受けることが出来ない。
- ・ 経営者の高齢化の為、車を運転出来ず、市場に行けないので仕入れが出来なくなって閉店せざるを得なくなっている商店が増えており、住民は日常の買い物に困っているという現実がある。
- ・ 大型ショッピングセンターやスーパーはやはり車が無ければ利用出来ないし、高齢者や、日常のちょっとした買い物にはかえって不便であり、歩いたり、カートを押して買い物が出来る店が、たとえ一週間に1回の臨時（＝常設ではない）の場所でも必要とされている。
- ・ 地球温暖化やガソリンの値上がりなどの環境の中で、流通側からもフードマイレージを減らし、消費者側からも「ご近所（＝徒歩圏内）の地産地消マーケット」は必要不可欠である。
- ・ また、生産者からは、物はあるが運搬コストも人手も掛かるので、販売出来ず無駄にされてしまっている産品などもあり、流通と販売のしくみづくりは資源の有効活用につながる。

## ③政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

\* フローチャートは別紙

1) 現状把握のための調査

- ・ 朝市、ファーマーズマーケット、スーパーマーケット、八百屋等の分布
- ・ 閉店店舗の状況（空き店舗の活用可能性も含めて）
- ・ 小学校区（徒歩圏内）での買い物の状況調査（住民アンケート又は聞き取り）
- ・ 生産者側への調査
- ・ 流通システムの現状把握のための調査（バス、運送会社、宅配便、卸問屋他）

2) ネットワークづくり

- ・ 生産者ネットワーク、各地ファーマーズマーケット、朝市ネットワーク、流通ネットワークとの連携と相互交流の可能性を調査、研究する。
- ・ 「ご近所マーケット」運営グループ（消費者コミュニティ）の掘り起こしと活動支援

3) 課題地域の認識と、そこでの実験マーケットの実施

4) 全小学校区への設置に向けた計画策定

④政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- 1) 市民側ニーズ・現状調査、マップ作り : NPO法人 アクション・シニア・タンク、  
地域の茶の間 てまえみそ
- 2) 生産者：静岡県西部農林事務所（地産地消推進連絡協議会）との連携
- 3) 流通： 既存の流通業者（バス、宅急便、問屋の配送車、他）との連携

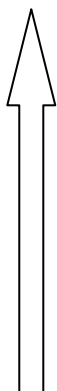
⑤政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・ 地元の生産品が地元で流通しやすくするしくみをつくることで、生産者、消費者双方に利便性と経済効果が生まれる。
- ・ 高齢化社会に向かう中で徒歩圏内に食料品を購入できる場を確保することは必須であり、生活を保障することになる。
- ・ 既存の流通システムと上手く連携することが出来れば、フードマイレージを減らすだけでなく、なるべく空で走る車を減らすことが出来、エネルギーの節約と地球環境保護の役割も果たすことができる。
- ・ それぞれのニーズとシーズを調査、検証し、流通のしくみ作りや市民主導による朝市やファーマーズマーケットの設置を支援、推進することは「環境に配慮したライフスタイル」の実現化、「コミュニティの再構築」「生活環境の改善」「地域循環型のしくみづくり」に有効である。

⑥その他・特記事項

- ・ この提言事業では、買い物に困り、地元の新鮮で美味しい食材を安く手に入れるしくみを必要としている市民が主体となって、調査、研究し、「ご近所マーケット」を現実に立ち上げることが大事なポイントとなる。良い食材を主体的に求めることは「食べることは生きること」を、身近に感じ、食に関する意識の啓発（＝食育）、命を戴き生きること（＝命の教育）の原点として、学校教育のみではなく、毎日の普通の暮らし（＝日常）の中でこそ、学び、培われてゆくものである。
- ・ 課題を共有する者が、それぞれ自ら意識を持って行動し、協力することが、課題の解決に繋がり、生産者、流通業者、ご近所消費者同士の「顔の見える関係」を取り戻し、コミュニケーションを豊かにすることで、コミュニティの再構築やまちづくりに繋がる。
- ・ 従って、この提案事業は市民主体の上に、生産者や流通、行政と協働する形で推進することが必須である。

◆フェーズⅢ <政策提言>



誰もが、カートやバギーでも、歩いて買い物に行ける

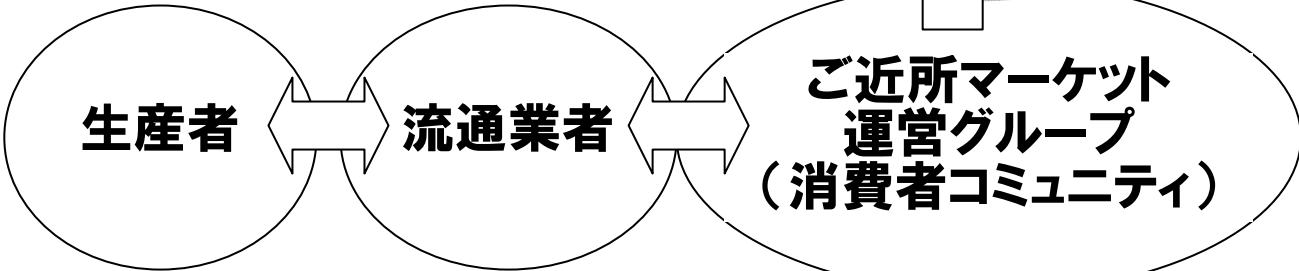
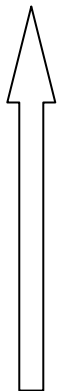
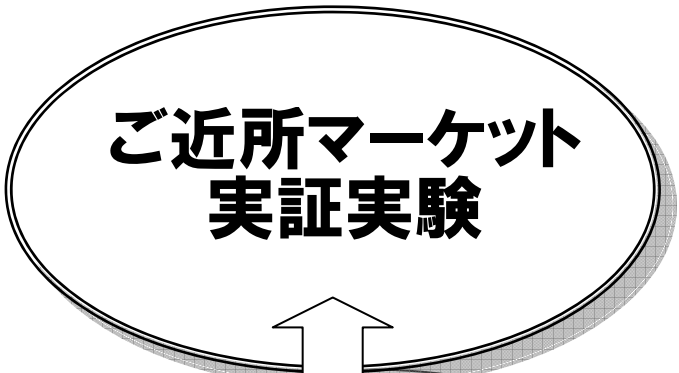
**「ご近所マーケット」を**

**「市民の手で」、**

全小学校区に最低でも1～2箇所設置することを政策的に支援する。

◆フェーズⅡ <実証実験事業>

\* ニーズのある所、何箇所かで実施し、反応や課題などを追跡調査し、継続の可能性や支援の方法などを協議する。



◆フェーズⅠ <実態調査&情報・課題共有>

